

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

# 鹿児島市価格高騰重点支援給付金

(3万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です



- 鹿児島市価格高騰重点支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

## 給付金の支給時期

鹿児島市が確認書(または申請書)を受理した日から3~4週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月~9月の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

鹿児島市から確認書が届きます

### 要返送

※一部申請が必要な場合があります

令和5年6月1日時点で鹿児島市に  
住民登録のある世帯に確認書が送付され  
ます。

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

申請期間：令和5年7月3日(月)  
~令和5年9月29日(金)

必要書類を揃えて申請してください。

【申請書配布先】 鹿児島市HP・市役所本庁・各支所、  
生活・就労支援センター、社会福祉協議会など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、鹿児島市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、鹿児島市に**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、本庁または谷山支所の給付金特設窓口・各支所に提出してください。**（郵送での申請にご協力ください）**



## II 家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（鹿児島市の場合）  
単身・扶養親族がない場合：96.5万円以下  
親族1名を扶養している場合：146.9万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、本庁または谷山支所の給付金特設窓口・各支所に提出してください。**（郵送での申請にご協力ください）**

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**!** 住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

【お問い合わせ】

鹿児島市給付金コールセンター

「鹿児島市価格高騰重点支援給付金事務局」窓口



**099-216-7100** (受付時間 平日8:30~17:15)